

## 総務文教常任委員会要点記録

日時	令和5年3月8日	開会	9時59分	会議時間
		閉会	15時11分	3:49
場所	委員会室			
出席者	武藤委員長、宮副委員長、鷹羽委員、野沢委員、伊藤委員、柏野委員、市川委員 傍聴議員：川原議員、松島議員、新岡議員、石井議員			
説明者	副市長、教育長、総務部長、企画振興部長、教育部長 外35名	傍聴者数	0人	
事務局	議会事務局長、同次長、同スタッフ1名	記者	2人	

### 会議の経過事項

	<p>委員長が開会を告げ、傍聴の許可をし、議事日程について説明する。</p> <p>●日程1. 付託案件審査について</p> <p>(1) 議案第2号 恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について</p> <p>【質疑】</p>
柏野委員	<p>① 今回の法改正の趣旨としては、データの官民での活用が掲げられているかと思いますが、これに関連しては、恵庭市のデジタル化推進計画の中でも、基本方針としてはオープンデータの推進が掲げられていると思います。この取組の目的と期待されている効果はどういったものがあるのか伺います。</p> <p>② 改正する前の現在の情報公開条例の中では、第12条と第13条において審査会への報告が義務付けされている内容があると思いますが、今回施行条例の制定に当たって、審査会への報告が義務付けから外されるわけですが、これを除外した理由について伺います。</p>
大島総務課長	<p>① このオープンデータについては、地方公共団体が公開したデータを民間企業が活用して新規事業の開発が促進されるなど、経済活動の活性につながるといったことが期待されるとともに、データを公開することで行政の透明化にも寄与することが考えられるといったことが目的、効果となります。</p> <p>② 今回この審査会の報告等をこの施行条例の中ではうたっていませんが、情報公開条例の中で規定されていますので、こちらに関しては今までどおり特段変わりはないということです。</p>
柏野委員	<p>③ ①そういったデジタル化推進計画の中では、ビジネスの創出や行政の透明化に寄与するということで、今回の法改正の趣旨はそこにあると思います</p>

大島 総務課長	<p>が、法律の中では匿名加工情報について、市民なり事業者から提案があれば提供することができる規定になっていますけれども、今回その規定を恵庭市の条例としては盛り込まない理由について伺います。</p> <p>③ 都道府県や政令指定都市などでは今回規定することとなっていますが、それ以外の自治体に関しては努力義務となっています。</p> <p>したがって、現時点では具体的な提供時期等を考えていませんが、同規模自治体の動向やデータ提供のニーズ等があるかないか注視したいと考えています。</p>
柏野 委員	<p>④ ③義務付けされるまでこれをやらないのかということなんですよ。</p> <p>恵庭市としてはデジタル化推進を考えていて、オープンデータの推進というものも基本方針として掲げていると。事業者からしてみれば、政令市だとか都道府県のデータは義務付けされているわけですから、どこでも比較的容易にそれで提案をして取ることができる可能性が出てくる。</p> <p>ただ一方で、一般市ではそういった積極的なところが公開できるとすれば、事業者と連携をしながらオープンデータの活用を進めることができるわけですよ。だからある意味では、今やれば他の自治体と差をつけられると思うんですけども。恵庭市としても推進計画でうたっているわけですから、そういった趣旨からすれば、努力義務だからやらないという話にはならないかと思いますが、最後にその点だけ伺います。</p>
大島 総務部長	<p>④ オープンデータの推進に関しては、デジタル化推進計画、それから後ほど説明します実施計画の中でも積極的に推進するといったことを掲げていますので、今回の匿名加工情報についても、今後も同規模自治体の動向やデータ提供のニーズ等注視しながら調査研究したいと考えています。</p>
武藤 委員長	<p>継続審査か採決か、採決の場合、可決か否決かも含め、順次発言願います。</p>
柏野 委員	<p>採決し、可決をお願いします。</p>
鷹羽 委員	<p>採決し、可決をお願いします。</p>
宮 委員	<p>採決し、可決をお願いします。</p>
野沢 委員	<p>採決し、可決をお願いします。</p>
市川 委員	<p>採決し、可決をお願いします。</p>
伊藤 委員	<p>採決、可決です。</p>
武藤 委員長	<p>全員が本案を採決し、原案可決すべきとの意見でございます。</p> <p>お諮りいたします。本案については、討論を省略して原案可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。</p>
各 委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
武藤 委員長	<p>御異議なしと認めます。したがって、本案は可決すべきものと決定いたしました。</p>

	<p><b>【結果】</b> 可決すべきもの</p> <p>(2) 議案第3号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について</p>
<p>柏野委員</p>	<p><b>【質疑】</b></p> <p>① 今回の条例の第2条で恵庭市債権管理条例の一部改正の内容があると思います。そこでは、債権管理条例の第6条中、滞納者に関する情報に関して、判断に資する事項として実施機関の中に議会を含めていますが、議会に対して当該市の債権以外の債権に係る滞納の有無を利用することが想定されているケースというのはどういったことが考えられるのか伺います。また、そういった利用を行った実績があるのかも併せて伺います。</p>
<p>大島総務課長</p>	<p>① 今回の関係条例の整理に当たっては、恵庭市個人情報保護条例で引用している条例について、廃止以前と同様の取扱いとなるよう整理したものです。</p> <p>整理前の実施機関に議会が含まれていたことから、整理後も議会を含んでいますが、具体的な事例については、なかなか想定しづらいところもありますが、例えば議会が所有する個人データの対象者が市の債権を滞納している場合等になるかと考えます。このような事例は今のところなかったと聞いています。</p>
<p>柏野委員</p>	<p>② ①今回の個人情報保護法の趣旨としては、目的があって必要な範囲でその情報を取るということですよね。今の説明では、今までと同じ規定にするために入れたということですよ。細かく見ていたときにその必要性がないのであればあえて加える必要はないと思いますが、その点について再度伺います。</p>
<p>大島総務課長</p>	<p>② 現在まで実際に使用したケースはありませんけども、今後該当する事案の発生についても皆無ではないため、議会を含めた形での提案としたいと考えています。</p>
<p>武藤委員長</p>	<p>継続審査か採決か、採決の場合、可決か否決かも含め、順次発言願います。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>採決、可決です。</p>
<p>市川委員</p>	<p>採決し、可決でお願いします。</p>
<p>野沢委員</p>	<p>採決し、可決でお願いします。</p>
<p>宮委員</p>	<p>採決し、可決でお願いします。</p>
<p>鷹羽委員</p>	<p>採決し、可決でお願いします。</p>
<p>柏野委員</p>	<p>今質疑をしたように、最小限の範囲というところを逸脱しているのではない</p>

	<p>かと思うんですけども、その詳細について今の質疑だけでは十分に分からない部分がありましたので、継続審査をお願いします。</p>
武藤委員長	<p>御意見が分かれました。したがって、本案については討論を省略してこれより採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
武藤委員長	<p>御異議なしと認めます。これより取扱いに関し採決に入ります。お諮りいたします。本案につきまして、本日採決することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
	<p>(賛成者起立)</p>
武藤委員長	<p>起立多数でございます。したがって、本日採決することに決定いたしました。ただいまから採決に入ります。</p>
	<p>お諮りいたします。本案について、原案可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
	<p>(賛成者起立)</p>
武藤委員長	<p>起立多数でございます。したがって、本案は可決すべきものと決定いたしました。</p>
	<p><b>【結果】</b> 可決すべきもの</p> <p>(3) 陳情第2号 岸田政権が進める「大軍拡大増税」に反対する意見書の提出を求める陳情書</p>
武藤委員長	<p>本陳情は国の政策に対するものであり、国が所管していることから、内容について執行部側で回答できるものではありませんので、質疑を行わず、各委員の御意見を伺いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
武藤委員長	<p>御異議なしと認めます。それでは継続審査か採決か、採決の場合、採択か不採択かも含め、順次発言願います。</p>
柏野委員	<p>採決し、採択をお願いします。</p>
鷹羽委員	<p>採決し、不採択をお願いします。</p>
	<p>陳情者は憲法を活かした平和外交に徹することを求めている、私も第一義的には全く同じ意見であります。</p>
	<p>しかし、それだけで今、国民の安心安全が保障されるかと考えたときに、承知のとおり1年前にロシアが全く不条理な理由で隣国ウクライナに侵攻し、現在も多くのウクライナの国民が犠牲になる状況が続いています。</p>
	<p>一方、日本の安全保障環境を考えたときに、隣にはロシアがあり、最近まで</p>

	<p>ずっとミサイルで挑発を続ける北朝鮮と、さらに日本の固有の領土を虎視眈々と狙う中国があると、こういう状況の中で、現在の日本の安全保障環境は戦後で一番憂慮すべき状況にあると私は思います。国防は国民にとって最大の福祉であるという言葉もあるように、全くそのとおりだと思います。日本はアメリカとの間で、安全保障条約を結んでいて、いわゆる矛と盾の関係と言われているわけですが、しかし危険が迫り初動的な対応は、やはり日本自らしなければならないと考えると、いわゆる敵基地攻撃能力、反撃能力を備えていなければならないと思います。</p> <p>岸田総理が国会で繰り返し専守防衛の原則は全く変わらない、反撃能力を持つことはすなわち抑止力だと説明していますし、私も全くそのとおりと考えます。したがって本陳情は不採択すべきと考えます。</p>
宮 委 員	<p>採決し、不採択をお願いします。</p> <p>理由については、この陳情に関しては大軍拡大増税と書かれていますが、防衛費を増大することとその財源を増税によって賄うことが一緒になってそれに反対しているということですが、防衛費を増額すること、またその財源をどう賄うかということは、それぞれ別々の問題だと私は考えていて、防衛費の増大、増額は昨今の国際情勢において必要だと考えていますし、加えて、この敵基地攻撃能力も防衛費を増大することイコール敵基地攻撃能力を持つことではないと思いますので、それぞれの事柄を混ぜ込んで、全て反対という形で書かれている陳情かと思います。</p> <p>防衛費をどう賄うかについては、私もその財源を今このタイミングで増税によって賄うことには少し慎重になるべきと考えますが、昨今の国際情勢の中で、防衛費の増額というのはやむを得ないということだと思いますし、それについては最後の一文に、よって、国においては、軍事的な緊張を高めるとともにと書かれています。これは日本の軍事費を増加することによって他国にとって緊張が高まると言っているのかなと思います。逆の立場で言うと、近隣の諸国が防衛費、国防費を増加させるということが現在続いているので、これによって我が国の緊張が高まっているという考え方もできるわけで、これをもってそれに反対だというのは少し筋が通らないと思います。よって最初に言ったとおり、この陳情に関しては不採択をお願いします。</p>
野 沢 委 員	<p>採決し、不採択をお願いします。</p> <p>平和外交に対することは当然でありますし、今の世界情勢を鑑みただ中で、専守防衛の範囲内でどうできるかということはしっかり考えていかなければなりません。大軍拡大増税になるのかということ、またそれはある程度しっかりと見ていかなければいけないということですが、そういう範囲内でしっかり対応しなければいけないと思います。</p>
市 川 委 員	<p>採決し、不採択をお願いします。</p>

	<p>この陳情については、憲法第9条を活かした平和外交を強く求めるということですが、現状の世界情勢いろいろな部分を考えてときに、なかなか平和外交だけではままならないという事態に陥っているのではないかと思います。先般、世論調査も様々出ていますが、国民としては不安な部分が相当、率として上がってきている状況です。専守防衛というものが基本的にある中での抑止力では、なかなか平和外交だけでは難しいと判断をしていますので、採決し、不採択でお願いします。</p>
伊藤委員	採決し、不採択でお願いします。
武藤委員長	全員の御意見が採決でございます。したがいまして、本案については、討論を省略して、これより採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。
各委員	〔異議なし〕との声あり
武藤委員長	御異議なしと認め、これより討論を省略して採決に入ります。お諮りいたします。本案について、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。
武藤委員長	<p>(賛成者起立)</p> <p>起立少数であります。したがいまして、本案は不採択とすべきものに決定いたしました。</p>
	<p><b>【結果】</b></p> <p>不採択とすべきもの</p>
	<p>日程1. 付託案件審査について終了</p>
小田職員課主幹	<p>●日程2. 所管事務調査について</p> <p>1) 報告事項 事故等発生(処理)報告について</p> <p>資料説明 事故等発生(処理)報告書</p>
柏野委員	<p><b>【質疑】</b></p> <p>① No. 2 こういった事案が起きると再発防止策としては、窓付き封筒などの対応をしている部署もあるかと思うんですが、そういうふうに取り替えるところと取り替えないところで、どういった差があるのか伺います。</p> <p>② No. 3 事故対応と今後行う対応というところでは、補償に関する記載がないかと思うんですけども、その点についてどういう対応になっているのか伺います。</p>
温井税務課長	<p>① 償却資産の課税明細書での窓付き封筒等の取扱いですが、税務課では基本的に誤封入防止のために窓付き封筒を使用して送付しています。今回のケースについては、封入する封緘作業の際に職員が手作業で封筒に入れていると</p>

<p>早川教育総務課長</p>	<p>ころですが、明細書の抜取り等で前後関係にあった種類別明細書というものを発行されていない会社と発行する会社に誤って誤封入してしまったということになっています。</p> <p>② このバスについては恵庭市が所有しているバスで、運行は委託しているものです。けがをした児童が医療機関を受診していますので、治療費等については運行委託会社の保険にて対応しています。</p> <p>日程 2. 所管事務調査について終了</p>
<p>大島 総務課長</p> <p>中村基地・防災課主幹</p> <p>谷口危機管理参与 山口基地・防災課長</p> <p>辰下 職員課長</p> <p>依藤 財政課長</p> <p>山野辺債権管理課長</p> <p>立山 会計課長</p>	<p>●日程 3. 総務部・会計室関連</p> <p>1) 報告事項</p> <p>資料説明① USBメモリーの紛失について</p> <p>資料説明② 恵庭市デジタル化推進計画 実施計画（案）について</p> <p>資料説明③ 令和4年度災害対策本部訓練について</p> <p>資料説明④ 災害時応援協定の締結について</p> <p>資料説明⑤ 恵庭市災害時受援計画について</p> <p>資料説明⑥ 防災行政無線の不具合について</p> <p>資料説明⑦ 令和5年度恵庭市行政組織機構（案）について</p> <p>資料説明⑧ 令和4年度普通交付税の再算定について</p> <p>資料説明⑨ 市税の納付方法の拡充について</p> <p>資料説明⑩ 公金収納及びキャッシュレス化事業について</p>
	<p style="text-align: center;">10時55分 休憩</p> <p style="text-align: center;">11時05分 再開</p>
<p>宮 委 員</p> <p>大島 総務課長</p>	<p><b>【質疑】</b></p> <p>① 資料②恵庭市デジタル化推進計画実施計画（案）について、今回組織も新たに改変されて、デジタル化を推進していこうという形で今後進んでいくと思います。デジタル化は非常に技術などがどんどん新しく出てきて、他市の先進事例や新たな技術、提供されるものをどんどん入れて、スピーディーにやっていく必要があると思いますが、これを推進するに当たり、外部の専門的な方やコンサルをする会社などの外部の方をつけて行われている自治体もあると仄聞しています。本市がデジタル化を推進していくに当たり、そういう外部の方を登用するという考えをこれまで検討したのか伺います。</p> <p>① 今年度からも北海道の事業としまして、外部の人材派遣事業というものが、そういった事業も活用し外部の意見等も取り入れているところです。令和5年度に関しても、北海道の事業、それから国の事業としても外部人材</p>

<p>宮 委 員</p>	<p>からのアドバイスなどを受けていく機会があるので、そういったものは積極的に活用していきたいと考えています。ほかにも、本市に関わりの深いデジタル技術に明るい業者の意見等も活用しながら、様々な事業を進めていきたいと考えています。</p> <p>② ①企画部主導で行っているえにわかアプリなどからも今後アクセスしたり、他の事業や他の団体、取組といったところとデジタル化することにより、いろいろな連携がこれから進んでいくこともあると思います。それをしっかりとスムーズにスピーディーに進めていく意味では、コンサルやアドバイザーなどをつけて、中心としてやっていくと横断的な取組も進みやすいのではないかと思います。今後そういったものも含めて検討していただければと思いますが、所見を伺います。</p>
<p>大 島 総 務 課 長</p>	<p>② 実施計画の38ページにICT人材の確保といった個別の目標もあります。この表を推進していく中で、外部人材の必要性の検討、それから実際の意見を聴取するといったことなども含め今後検討したいと考えています。</p>
<p>鷹 羽 委 員</p>	<p>① 資料⑤災害時受援計画の内容を見ると、国や道、他市町村からの応援職員の迅速的確に受け入れできるような云々とありますが、災害時応援協定は災害時受援計画の中に位置づけているのか伺います。</p> <p>② 資料⑥(4)対処方針の②には、有事に機能するシステムを確立致しますと記述されています。このシステムが確立して正常に働いた場合、市民に対して有線等で流すかと思いますが、どういう流し方をするのか、有線で流すとしたら市民に対してどういうお知らせ、働きかけになるのか伺います。</p>
<p>山口基地・防災課長</p>	<p>① 恵庭市の防災の計画については、地域防災計画が最上位の計画となっています。災害協定、民間企業等や公的機関との災害協定を結ぶというようなことは、地域防災計画の中で基本的には位置づけています。</p> <p>受援計画も必要だということは、地域防災計画の中に記述があり、この受援計画は地域防災計画の個別計画、下部計画となっています。受援計画自体は、恵庭市の職員が災害時に行政としての災害対策の業務を行う際に、恵庭市の職員だけでは回らないこと、人材が不足することが想定されることから、恵庭市が東日本大震災のときに山元町などに職員を派遣したように、国や道、他自治体同士で職員を派遣するとき、恵庭市の中ではどんな業務の人材不足が想定されるかなどをまとめた計画となっています。</p> <p>災害協定ですと、例えば物資の提供等が中心となっていて、今回の協定ですと、例えば災害時にトイレが足りなくなったときにいち早く連絡を取り、恵庭市に必要な数を通常よりも早く手配していただくことを期待して協定を結んでいます。全く関連がないわけではありませんが、災害協定の考え方と受援計画は並行しているそれぞれの要素と理解いただければと思います。</p>



	<p>② 図には有線と書いてましたけれども、恵庭市では防災行政無線から有線で流れる仕組みを構築していません。こちらは全国的に防災、Jアラート等考えられる仕組みを全般的に載せたものでして、他の自治体によっては防災行政無線のJアラートの信号を受信し有線で流す仕組みを構築しているまちもありますが、逆に防災行政無線を整備していない自治体もあります。</p> <p>この図は、消防庁が考える、市町村が取り得る対策を図示したものです。例えば、また不具合が起きた場合、Jアラートが発令されたが受信機が正式に作動しなかった場合、本庁舎にある操作卓、親卓からそこを手動で操作して緊急情報を防災行政無線から流すという手段が考えられます。</p> <p>そちらについては、日中であれば我々が対応できますが、夜間や休日の対応は現在課題として捉えています。無線システムをしっかりとすることも当然ですが、やはりこういったこともあり得ることを想定した上で、運用面での対策も考えていきたいと思えます。</p>
鷹 羽 委 員	<p>③ ①去年の11月に訓練をやって、今年も8月に総合防災訓練をやるという中で、こういった物資の調達についての訓練を実施する中に一部でも入ってくるのか、どういう訓練の仕方をするのか。協定を結んだだけではペーパーですから訓練は必要だと思います。そういう計画をしているのか伺います。</p> <p>④ ②市民もスマホ含めてJアラートを受信することができるわけですが、市民の生命財産を守る市として、これが鳴ったときに市民がそれをどう受け止めて体制をとるかという発信をしたことがあるのか。今後発信するつもりがあるのか伺います。</p>
中村基地・防災課主幹	<p>③ 今現在、詳細な訓練の内容については様々検討中ではありますが、大きな災害時には行政として対応すべきことがいろいろな部分であろうかと思えますので、大きな災害を想定した上で関係機関、もしくは民間の協力していただける企業などと連携しながら、今年予定する訓練に向けて段階的に進めていきたいと考えています。</p>
山口基地・防災課長	<p>④ Jアラートの性質からいって、例えば10月にあったミサイル、大きな地震などの時間的にいとまのないものが消防庁から信号が流れてきて、なるべく早く市民の皆さんにお知らせすることが必要になってきますので、基本的には自動的に全部お伝えできることが一番望ましいと考えています。</p> <p>一方で、その後の様々な対処などは我々も順次防災無線を活用し知らせていくことが必要になってくると思います。過去には胆振東部の地震の際や昨年大雪の際にも様々な市民情報を防災無線を使い、手動の操作とはなりませんけれども行ってきた実績があります。</p> <p>今後も災害の状況などにより、現段階では全てを細かく規定することはできませんが、例えばミサイルで万が一被害があったような情報を受けた場合は市からも追加情報としてお知らせしていくことになるかと予定しています。</p>

<p>鷹 羽 委 員</p>	<p>⑤ ④今まで地震等の災害については、それなりに市民も自主防災組織をついたり、いろいろな体制をつくっていますが、どうしてもJアラートというミサイルのようなイメージがあるわけです。日本は防空壕があるわけではありませし、Jアラートが鳴った場合、市民はどうしたらいいのか今までこういう対応をしてくださいという働きかけをしたことがあるのかが私の質問の趣旨なんです。今までやったことがあるのか、これからやるつもりがあるのか伺います。</p>
<p>山口基地・防災課長</p>	<p>⑤ ⑤ 例えば、ミサイルのJアラートが発令された場合の実際取るべき行動ですが、北海道などは簡単な2コマの漫画形式にした資料などを作成していただいでいて、恵庭市のホームページにもリンクを貼っています。</p> <p>10月以降は、1日防災学校で児童生徒さんにお話する際や出前講座の際に、ミサイルの発令があったときの行動は非常に心配される雰囲気を感じていましたので、室内にいたら窓のそばから離れてくださいとか、外であれば姿勢を低くして頑丈な建物の中に入るなどそういった行動が必要ですよというのは、様々な機会を捉えて我々も啓発していますが、最近の情勢を考えると、もっと啓発していかなければならないと感じています。</p>
<p>柏 野 委 員</p>	<p>① ① 資料①恵庭市情報セキュリティ基本方針の中で対策基準と実施基準を定めることになっているかと思ひます。ただこれについては、情報公開条例の中で非公開となっていて、今回こういうことは起きていて、規定されている対策が十分なものなのか伺ひます。</p> <p>また、今回の事案があり、538本については廃止するということだと思ひますが、それにしても261本残るということで、果たしてこの261本は必要なのか伺ひます。</p> <p>② ② 資料②デジタル化推進計画の9ページの公用スマホによる連絡訓練の伝達率の87%という数字が、ぱっと見たときに低い数字なのかと思ひていました。この数字は現状の何を参考に達成目標として設定したのか伺ひます。</p> <p>また、12ページの市民利用サービスのデジタル化でSNSの活用がうたわれていて、ツイッターの登録者を800人としています、7万人の市民がいて、市外の方も利用する中で800人というのは、インスタの6,900人と比較しても非常に低いと思ひんですが、このぐらいでいいものなのかこの考え方について伺ひます。</p> <p>③ ③ 資料③2の参加人数の表の下に、①市メーリングリスト登録者に通信訓練としてメールを一斉配信したという記載があります。</p> <p>災害時を考えると、メールサーバーが混雑するという状況もある中で、今後メールの伝達を主として考えていくことでよいのか伺ひます。</p> <p>④ ④ 資料⑤恵庭市災害時受援計画(素案)の2ページ以降に受援体制の整備と</p>

大島 総務課長	<p>して具体的な担当者名が記載されています。</p> <p>この受援業務の責任者が不在の場合には、どなたがその任務を負っていくことになるのか伺います。</p> <p>⑤ 資料⑧今回新たに臨時経済対策費が創設されたということです。つまり、国としては補正予算で1億2,300万円分の臨時の経済対策をやりなさいということでお金を渡されたかと思いますが、これを含めた1億3,400万円を恵庭市としてどのように活用していく考えなのか伺います。</p> <p>⑥ 資料⑨今回様々なスマホアプリ決済ができるようになるということです。これまでも水道では、スマホアプリ決済などが一部導入されていたと思いますが、今回クレジットに関しては大体1%程度の手数料がかかるという説明です。スマホアプリの決済手数料の仕組みがどうなっているのか伺います。</p> <p>① 再発防止策として、庁内専用のUSBメモリーに関し、例えばインターネット環境からのフリーイラストやインターネットの検索結果などを庁内で使用する紙資料に添付する場合に、異なるネットワーク間でのデータのやり取りが必要となります。こうしたものに関しては、USBを介さずにデータをやり取りする方法を新たに構築し、USBメモリーを使う必要がない仕組みにしているため、500本相当のUSBメモリーを廃止し数を減らすことにより、紛失事故が発生しない対策を取っています。</p> <p>それから、残る261本の取扱いに関して、今までは各課にUSBメモリーが配置してあるところまでは把握していましたが、管理者を明確にしていなかったため個人で持っているところもあれば、課長職が管理しているところもあるといった形で、しっかりと管理が行われていなかった状況であります。今回庁内で使うUSBメモリーに関しては、全て管理職が数の管理、所在の管理をしていく対策を取ったところです。</p> <p>この261本の必要性については、調査が終わってから必要性がなくなり返却しているUSBメモリーも1本出てきていますが、現時点では必要という認識の上で使用を許可しているところでもあります。ただし、使用本数が減れば減るほど事故の可能性は減るわけですので、必要性についてさらに精査したいと考えています。</p> <p>② 9ページの公用スマホによる連絡訓練の伝達率を87%とする設定根拠については、実際の訓練の中で情報伝達がうまくいかないこともあるかと思えます。これらの情報伝達が確実に行われるといった意味での87%という数字ではないかと思えますが、今正確な資料が手元にありませんので、詳細については後ほど説明したいと思います。</p> <p>また、12ページのツイッターの登録者数の800人という数字ですが、ツイッターに関しては今年度から公式アカウントをつくっているところだと思えます。達成目標の800人が適正かどうかに関しては、所管課の目標設</p>
---------	---

依藤 財政課長	<p>定としている事項であるため、再度確認したいと考えています。</p> <p>⑤ 今回、国から再算定のありました普通交付税の1億2,300万円については、国の補正予算において国税収入の補正がありました。これに伴い、地方交付税特別会計への法定の繰入額が増えたことに伴い、地方交付税の額が増えたということになります。そこで1億2,300万円という数字で経済対策を行いなさいという趣旨とは少し違うかと考えています。</p> <p>また、一般財源ですので、特定の事業に充当するという考え方はそもそもありませんが、国で想定している経済対策や、国の二次補正で新たに地方の財源負担が出てくる内容に関して、その手当分として考えてくださいという趣旨はあると思います。例えば、学童クラブのICT化事業、出産子育ての応援事業といった事業を、恵庭市でも補正予算として提案して予算化したところですが、こういった国の二次補正に伴い、事業を実施することになった分の恵庭市の単独一般財源部分なるところに充当することを想定していると考えています。ただし、恵庭市においては、地方負担部分に基金を充当することも検討しますので、予算案の財源では一般財源ではなく基金となる場合もあります。</p>
中村基地・防災課主幹	<p>③ 災害時における通信障害は懸念される場所ですので、今回の災害対策本部訓練で実施したメーリングリストの通信試験については、登録をいただいている115名の市民、住民の方に対して、しっかりと通信できるかどうか確認しました。また、実際の災害時に通信障害があった場合は、市のホームページをはじめ、直接広報車で市民周知するなど、あらゆる方法で市民の方に少しでも早く情報を伝達するという趣旨で今回の試験を行ったところです。</p>
山野辺債権管理課長	<p>⑥ スマホアプリでの手数料ですが、納付税額にかかわらず、1件当たり税抜きで57円となっています。</p>
山口基地・防災課長	<p>④ 受援計画の受援体制の担当者、責任者の関係ですが、担当者、責任者を明記することで、責任者本人も自覚しますが、その方に何かあったときに業務をカバーする次の職員に自覚を促すという目的もあります。</p>
柏野 委員	<p>⑦ ①今方針があって、対策の基準と手順があるにもかかわらず、実際に紛失が起きているため、方針を変える必要がないのか伺います。</p> <p>また、管理が明確でなかったから課長が管理をするということは、その方針を変えずに済んでいるのか、方針を変えた結果なのかが非公開で分からないので、十分な対策が規定されているのか伺います。</p> <p>⑧ ②せっかく公用スマホを入れて、大きな予算をかけて取り組むわけですから、連絡訓練の伝達率はもっと高い数値設定があってもいいと思いますので、ぜひそのように進めていただければと思います。答弁あればお願いします。</p> <p>⑨ ④業務責任者が不在の場合は、その受援担当者がやるということでのいいの</p>

	<p>か伺います。</p> <p>また、その場合に誰々が指名するという記載になっているものの指名については、その災害が起きたときにはではなく、既に指名がされて名前がはまっているということによいか伺います。</p> <p>⑩ ⑥手数料は、金額によって割合が高くも低くもなるということが分かりました。以前、水道のお話を聞いたときには、令和4年1月末の実績として、全体の中で6%がスマホ決済を想定しているということでした。今回、税で取り組むに当たってはどのくらいの割合を見込んでいるのか伺います。</p> <p>また、これによって市民の利便性が向上するとの記載ですが、元々口座振替などが多いかと思えます。クレジットやスマホ決済が加わることで利便性は向上するものでしょうか。実際にクレジット払いの需要があるものなのか伺います。</p>
山口基地・防災課長	<p>⑨ 受援計画に限らないですが、我々行政は組織で仕事をしています。例えば、私は災害時は本部班長ですが、私に何かあって来れなければ主幹がカバーしたり、主幹が来れなければ、参与がカバーすることもあるかと思えます。さらに参与も何かあれば、主査がカバーすることもあるかもしれません。</p> <p>組織として対応する以上、一旦責任者を決めておけば、その方に関連する方々が次々とカバーする仕組みになっているという意味で説明しました。</p>
大島 総務課長	<p>⑦ 現行のセキュリティポリシーの中でも、情報資産としての管理は適切に行わなければいけないという形になっています。今回は、USBメモリー、物品として中に情報が入っていれば情報資産という認識になりますので、そこらは徹底していなかったということで、現行のセキュリティポリシーを改正しなくても、その中で今回の対策を取ることは可能と判断しています。</p> <p>⑧ 公用スマホ等を導入し、しっかりとした災害対策本部訓練を行い、情報伝達が完璧に行われるように努力したいと考えています。</p>
山野辺債権管理課長	<p>⑩ スマホアプリについては、令和2年からスタートしたところですが、令和3年度の決算時については2%という利用率でした。着々と伸びているところであり、今年度については水道と同じようなところまでの伸びを見込んでいるところです。</p> <p>利便性については、税金を銀行や窓口に行って納めるというより、スマホアプリ決済、クレジットというようなところが今後伸びていくことを想定しています。今後、口座振替や窓口収納が落ち込む反面、デジタル的なものを使いアプリケーションなどで自宅にいながら、あるいはスマートフォンを使い決済、納税していくという形が見込めるものと考えています。</p>
柏野 委員	<p>⑪ ⑩クレジットを使うことにより、決済の手数料がそれなりにかかってくるわけですね。お聞きをしたいのは、それが果たして市民の利便性向上と比較したときに、費用に対しての効果が得られているのかということなんです。</p>

<p>山野辺債権管理課長</p>	<p>口座振替でも自宅にしながらできる、一方で、スマホアプリを導入することにより、低いコストで実際に納めていただくことができるという中で見たときに、比較的クレジットというのは高額になってくると思うので、クレジットを導入することは、上がる効果とかかるコストのバランスが取れたものなのか最後に伺います。</p> <p>⑩ クレジット納付について、使う市民の方々の一番の利便性は、クレジットカードで納めるという形になります。1回の納税で10万や20万といった大きいものについては、通常は期限内までにその金額を納めてくださいという形になりますが、クレジットカードを使って納付する場合は、市にはその期限までに大きな金額を納めることができ、カードを使った方々はその金額を2回払い、あるいは3回払いというように自分の生活を回しやすいように対応することが見込めますので、それについては効果があると考えています。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>2) その他所管事務調査について</p> <p><b>【質疑】</b></p>
<p>柏野委員</p>	<p>① 会計年度任用職員の年度ごとに一旦離職というか期限が来るということについて、厚生労働省としては大量離職通知を出さなければならないという規定があり、地方公共団体に対しても通知していると思いますが、恵庭市においては毎年大量離職通知を出してきたのか伺います。</p>
<p>辰下職員課長</p>	<p>① 大量離職通知書の届出については、会計年度任用職員の離職時においてはしていません。</p>
<p>柏野委員</p>	<p>② ①これについては、なかなかそういった認識を持っていなかった自治体が多いのかもしれないですが、法律上は30人以上が一度に1か月以内の期間に離職をするときには出さなければならない、その中に定年退職者も含むということですから、恵庭市の場合は該当することになると思いますが今後提出していく考えなのか伺います。</p>
<p>辰下職員課長</p>	<p>② 会計年度任用職員制度ができたのが令和2年度で、この制度を元に任用を行うと恵庭市の規模でも約200名以上の方が一度3月31日で任用が切れ、更新のルールはありますが、4月1日に再任用する形になっています。</p> <p>おそらく町や村レベルでも同じような30人以上の離職が見られるのではないかと考えています。そうすると、この制度をおそらく全国の都道府県市町村全てが対象となります。総務省で会計年度任用職員の法律を制定したときに一定程度の整理がされているものという認識でしたが、再度、道を通じてこの取扱いについて確認し、必要があれば適切に法にのっとり手続きを行</p>

<p>柏野委員</p>	<p>いたいと考えています。</p> <p>③ ②多くの自治体においては、会計年度任用職員の制度を導入したことにより、3年間で一旦雇い止めが行われるという状況です。それが今年ですが、恵庭市の場合は3年でやっていないとしても、今後そのタイミングが来るわけですから、法律の趣旨からすると毎年それが発生しているんですが、少なくとも5年に一度の公募となれば、多くの方が一度職を離れるということですから、制度の趣旨を鑑みて適正な対応をお願いします。</p>
<p>武藤委員長 辰下職員課長</p>	<p>その他、執行部及び各委員から何かございますか。辰下職員課長。</p> <p>ナチュラルビズスタイルについて報告します。</p> <p>北海道では温室効果ガスの削減や働きやすい服装を通年で実施するナチュラルビズスタイル、いわゆる通年でのノーネクタイ制度を実施しているところですが、恵庭市におきましても、同様の目的により配布しました資料の要綱に基づき、ナチュラルビズスタイルについて1月から3月までを試行期間と設定し実施していました。その期間中に、市民から意見をいただくため、2月1日から24日までのおおむね1か月間アンケート調査を実施しています。アンケート調査結果については、賛成が96%との結果が出ていて、意見の中でも環境に関すること、機能性などの理由から、ナチュラルビズスタイルについて支持する意見をいただいています。</p> <p>このような試行の途中ではありますが、市民からの意見も賛成という結果をいただいていることもありますので、4月からナチュラルビジネススタイルについて本実施をしていきたいと考えています。ナチュラルビズスタイルの期間中については、ネクタイの着用を原則として求めず、議会、委員会などの出席時についてはネクタイ着用を義務とする形で適切に運用する予定です。</p> <p>2) その他所管事務調査について終了</p> <p>日程3. 総務部・会計室関連終了</p> <p style="text-align: center;">11時54分 休憩</p> <p style="text-align: center;">13時00分 再開</p> <p>●日程4. 企画振興部関連</p> <p>1) 報告事項</p>
<p>北田企画課長 小山田企画課主幹</p>	<p>資料説明① 多文化共生事業について</p> <p>資料説明② 行政改革の推進について</p> <p>資料説明③ 恵庭市まちづくり基本条例の見直し検討について</p>

<p>高橋企画振興部次長 西岡まちづくり推進課長 東まちづくり推進課主幹</p>	<p>資料説明⑭ 企業版ふるさと納税について 資料説明⑮ 恵庭市住生活基本計画（案）について 資料説明⑯ 移住促進の取組状況について 資料説明⑰ 恵庭市公共施設花づくり基本指針令和5年度版（案）について</p>
<p>柏野委員</p>	<p><b>【質疑】</b></p> <p>① 資料⑪先ほど市内に531名の外国人の方が住んでいるというお話でした。実際には、令和5年度に入って550名以上に増えてきていると思いますが、国際化を考える上で一番大事な言語が何なのか、550名の内訳として何語を使う方が多いのか伺います。</p> <p>② 資料No. 10-2の6ページについて、122名の在住外国人の方にアンケートをした結果として、アンケートを元に改善に取り組んだことや実現した取組などがあれば伺います。</p> <p>③ 資料No. 10-2の9ページについて、進捗実績の三つ目のところで、エコバス内のモニターの英語表記や英語音声案内が導入されたという記載があります。引き続きやっていきますということですが、実際にエコバスに乗ると、その車内アナウンスは3回しか流れません。多言語化としてこれで十分という評価にはならないと思いますが、このままでいいのか伺います。</p> <p>④ 資料No. 10-2の19ページについて、社会教育課の取組として青少年の国際交流委員会へ補助金を支出しているということです。コロナで派遣できなかった年があるものの、継続的に行っている事業だと思いますが、例年の派遣実績を見ると、高校生2名と中学生1名というパターンが多いと思います。補助事業なので、市がどこまで口を出せるのかというのはあるとしても、中学校が5校ある中で毎年1名が派遣となると、中学校に3年間通っている中では、所属している学校によっては一度もチャンスがない生徒さんがいると思います。この部分の改善が図れないのか伺います。</p> <p>⑤ 資料No. 10-2の27ページについて、花と緑・観光課で実施した市内47か所の飲食店の外国語表記のメニューの有無の調査ですが、調査した結果、どのように活かされたのか伺います。</p> <p>⑥ 資料⑫資料No. 11の4ページについて、令和4年度からの事務事業評価として財政課が抽出した事業の中で、17番の南高のプールの利用促進と19番のパークゴルフ場の料金負担について、専門部会での意見をもう少し詳しく伺います。</p> <p>⑦ 資料No. 11の9ページから52ページについて、調書を詳しく見ると、ほとんどの項目で市民参加手法が取られていることを確認済みという表記になっています。この確認済みというのは、例えば審議会が設置されているということだけをもって確認済みということなのか、実質的な中身の部</p>



<p>北田企画課長</p>	<p>分をどこまで評価をして確認済みになっているのか伺います。</p> <p>⑧ 資料⑮資料No. 14-1の5. 重点施策の推進方針の(3)について、市外転入者、宅地の安定的な供給ということで、新規の重点取組を示しているところだと思います。12月や1月に住生活基本計画の懇談会を開催したということですから、その中で委員の方からこの重点施策に対しての意見があったかと思いますが、どのような意見が出て、その意見に対してどのような検討をして、今このように示しているのか伺います。</p> <p>① 今現在、外国人の在住している方の国籍が大分変わってきている状況です。人数も令和5年の1月末現在で544名で、年度当初の4月から比較すると、70名ほど増えている状況になっています。大半が技能実習生や特定技能実習、つまり外国人を受け入れる企業の方が入ってきているというイメージで、技能実習などで入る方が多いところでは、今年はネパールの方が非常に多くなっています。また、中国籍の方、韓国籍の方、英語圏の方、英語圏はいろいろな国にまたがりますが、最近ではベトナムやフィリピンの現地語などがあります。また、今年に入ってホームページの翻訳の言語を4か国語ほど増やし、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、ポルトガル語を加えています。これは、恵庭に在住している方の動きを見て追加しています。</p> <p>② アンケートの結果として、言葉の多様性というところでホームページなどの改修に関する意見がありましたので、そういったところは対応しています。また、外国の方が触れ合える場所などもいろいろあればという声がありましたので、やさしい日本語で市民の方と交流する場、まちチャレなどの市民の方のボランティア、民間の力をいただいての交流イベントが今年度からある程度実施できていると思っています。</p> <p>③ エコバス自体は所管の担当ですので、回数についてはなかなか言えないところですが、まずは取組を始めて、効果はあるものと認識していると思います。</p> <p>④⑤ こちらも教育部局の話ですので、私からお答えできないところです。最後の飲食店のところも、企画ではお答えしかねる内容です。それぞれ各所管でいろいろな取組を進めていることを企画では確認していますので、基本的には前向きに多文化共生事業を進めているという認識です。</p>
<p>小山田企画課主幹</p>	<p>⑥ まず高校プールについてですが、コロナ前の令和元年度に比較して、昨年度の利用者が半分以上となっている状況を踏まえ、プール利用者の実態についてはコロナがあるという特別事情も含めながら、今後プールの利用者を拡大していく方策、正しいニーズ調査をするようにと2次評価が出ています。また、今後もこの南高プールをどうしていくのか、事業継続の可否についても検討するようにと意見が出ています。</p> <p>スポーツ施設管理費についてですが、これはパークゴルフ場になりますが、</p>

	<p>有料のパークゴルフ場と、今現在整備が不十分な無料のパークゴルフ場も存在するというので、こちらを有料化も含めた形で判断してはいかかかと2次評価では原部に伝えています。また、こちらについての検討は、スポーツ振興まちづくり審議会ですていくのはどうかという意見が出ていました。</p>
西岡まちづくり推進課長	<p>⑦ 各部から提出のあった調書を元に、例えば2番目の市民から意見を募集するという個々の意見の部分で、どのような手法を取って意見を募集したか、パブコメや意見交換会を開いたか、市民アンケートを取ったかなどは一応確認しています。</p> <p>また、3番目の市民との協働ですが、基本的には審議会や実行委員会の形を取っているものは、どのような意見が出てきたかなどは聞いて押さえていますので、それを反映させた形になっています。ただ、昨年度も書面会議で済ませているものがあります。書面会議で意見を取り入れて行っている内容についても、こちらで押さえていますので黒丸と判断しています。</p>
柏野委員	<p>⑧ 今現在、民間賃貸住宅にお住まいの恵庭を気に入っている方が、補助金がないために市外へ転出してしまう。市内への流入も大事ですが、流出を防ぐことが必要ではないかという意見がありました。</p> <p>空き家・空き地に対する流動化促進の施策においては、来年度に推進モデル事業において、どのように進めるのが一番効果的か検討していきたいと考えています。</p> <p>⑨ ①多文化共生については、必要とされている言語が何であるか把握することが大事だと思っています。この言葉をきちんと伝えていくんだということを今後お示しいただければいいなと思います。</p> <p>ネパール語もホームページに取り入れていただいたことはすごくいいと思います。それを踏まえて、資料10-2の11ページに記載のとおり、多言語対応可能な職員が少数であるとのこと。それを職員のみで対応するのは現実的に無理だと思いますが、例えばベトナム語、タガログ語、フィリピン語などに長けた市民ボランティアの力を借りることはできるかと思えます。まずは言語を踏まえた対応を目指していただきたいと思えます。</p> <p>⑩ ③④⑤ ⑤の飲食店の部分については、ホームページの更新頻度、鮮度が重要という課題の記載がありますが、③と④に関しては、課題の部分の記載でそういったことを捉えてないようでしたので、国際化の指針を所管する企画としてはそのままお任せになっていると思います。エコバスについても、車内の表示をしている、アナウンスをしているということで完了としてしまうのではなく、こういった課題があるのかを押さえた上で、その課題が改善されるようアクションプランに基づいた確認をお願いしたいと思います。その点について伺います。</p> <p>⑪ ⑥南高のプールに関して、コロナもあり今利用が落ちている中で、現段階</p>

で今後の継続の可否を検討するのは、段階としては早いと思っています。そこでしっかりと利用促進の取組が行われ、コロナからも脱却した中で、継続の可否を判断すべきという意見を持っています。

- ⑫ ⑦書面会議についても、市民の意見を反映していれば丸がつくということでした。パブリックコメントに関してもやっけていて、パブリックコメントの意見が出なくても丸になっているようです。附属機関に関しては、附属機関なりを設置し、市民の参加を求めて意見を聞いているということです。

ただ、今ホームページで見たところ、例えば恵庭市地域公共交通活性化協議会は、新型コロナウイルスの感染拡大の予防のため、明後日に書面開催となっています。今コロナの感染予防のために書面開催にする必要性はあるんですか。そうすると、参加している委員の方も意見が言えないでしょうし、一般の市民の方が傍聴しようと思ってもできません。それでも書面開催でもやりましたということになると、ここでの評価は非常に不十分な評価になると思いますが、その点について伺います。

- ⑬ ⑧住生活基本計画に関して、今、低利用・未利用の土地や建物を流動化促進していくことが最重要の課題で、移住促進の話はまた別の話になってくると思います。実際、移住を希望する方たちの中で、13%の方しか新築の住宅を望んでいないわけですね。多くの方は、まず賃貸アパート、賃貸マンションを選んで恵庭に入ってこようとしています。その上で、住宅を後から考えるとすれば、流動化促進に絞った重点取組とするべきではないかと思いますが、その点について伺います。

北田 企画課長

- ⑨ 多言語対応の職員を補完する手段として、ポケトークという約80言語に対応した翻訳機を企画課でリースしています。実際、他部署の窓口などで外国人の方が来た際に、何度か使用している実績もありますので、こちらを活用しつつ、市民の方などの協力を補完し、外国の方が困らないように対応していきたいと思います。

- ⑩ 国際化アクションプランの事務局として、各所管の事業に対する考え方、特に課題のところが特段なかった報告については、前期はコロナ禍もあり、海外の方の動きや対応が今までの常識と違い、いろいろな対応を迫られた結果と捉えています。今後コロナを経て、また様々な対応が出てくるイメージを持っていますので、4年後に全体の8年間の総括として報告を受けるときに、各所管で課題の見つけ方が分からない、誰に判断してもらうかなどの課題が出ると思います。そういった場合、例えば企画課で行っている多文化のまちづくり連絡協議会など、様々な外国の方に関わっていただいている会議や日本語ひろばえにわに参加している外国の方々などに声をかけ、見て体験してもらうことで新たな課題なども見えるかもしれませんので、事務局として所管課と連携しながら対応していきたいと考えています。

<p>小山田企画課主幹</p>	<p>⑫ 書面会議で実際に市民が参加したと言えるのかということですが、まちづくり基本条例においては、市民が実際にまちづくりに参画する機会を与えられ、協議の場に参加することが大切だと規定してあり、そのあたりはしっかりと受け止めています。また、市民が協議の場に参加することにより、行政の政策形成過程の透明化を図る意味でも大切なことだと思います。来週からまた新型コロナの対応が変わりますので、今後は書面会議も減っていくと期待し、できる限り協議の場を広げられるように進めていきたいと思っています。</p>
<p>岡田まちづくり拠点整備室長</p>	<p>⑬ 施策のゴールとして何を指すのかというところで、事務局としては、空き家・空き地の流動化促進の先に転入人口が増加することを置きました。最近新築の住宅地の整備を行っている中で、市外から転入している世帯の方の宅地が4割から5割ぐらいあります。移住してくる方が、例えば東京都から移住の相談会に来る方や若い世代の方は確かに賃貸住宅からスタートすることが結構多いですが、新築の住宅地の内訳を踏まえると、宅地を用意することが転入人口の増加に大変影響があることから、そのような案にしました。懇談会でも様々な意見があり、議会でもいろいろ提案をいただいていますので、来年度のモデル検討において、改めてしっかり考えて案を出したいと考えています。</p>
<p>柏野委員</p>	<p>⑭ ⑩資料No. 10-2の22ページについて、ここで目指す姿は、海外都市・人との交流から広がる国際化ですよね。留学生やホームステイの派遣を増やしましょう、受入れを促進しましょう、各団体が実施しているものに対して促進していきましょうと言っています。だから、広く多くの市民に、中学生にチャンスがあることが大事であると思っています。現状のやり方を細かく承知していないかもしれませんが、今の段階では、市内で同じように育った中学生の中でもチャンスがある子とない子がいると。やはりそういうチャンスがあり目標があるからこそ、英語を頑張ろう、国際交流にもっと関心を持っていこうという気持ちになると思います。だから、少なくとも課題があれば認識して、4年後にチェックをするときだけではなく、常に見守っていただきたいし、そこが改善されるよう後押ししていただけたらと思いますが、所見を伺います。</p>
<p>大槻企画振興部長</p>	<p>⑮ 資料No. 10-2の27ページについて、令和2年度に市内47か所の飲食店を対象に外国語表記のメニューの有無について調査をしてどうなったのかということでしたが、結果としては10か所しかなかったため、予定の中に多言語メニューや多言語ツールの導入を促進するという対応となったのではないかと思います。</p> <p>⑯ 資料No. 10-2の19ページについて、ティマル市、国際交流に関する補助金ですが、各国際交流団体に対して、市として現在補助しているのが20万円となっています。事業費の半額を条件としていて、こちらにも一定</p>

<p>宮 委 員</p>	<p>程度の限度がありますので、チャンスを与えることは必要ですが、必ず5校の中から3年間の中で当たることはなかなか難しいと考えています。たくさんいる中学生の中で、3年間であれば3名しか当たらないことにはなりますが、なかなか全員に機会を与えるのは今のところ困難と思っています。</p> <p>ただ、例えばティマル市との交流をしていることにより、私たちがティマルに行った際、恵庭に来たことがある学生に会いました。国際交流は意義のあることですので、できる限りチャンスはつくっていきたいと思います。</p> <p>① 資料⑪アクションプランとして、前期4年間に様々な事業を行ってきたということですが、外国の方にとって恵庭は住みやすいのか、どんなことが困っているのか、どんなところが不自由しているのかという全体的な評価については分からなかったため、恵庭は評価されているのか、住みやすいのか住みづらいのか、住みづらいとしたらどういうところが足りないのか伺います。</p> <p>② 資料⑯相談者の特性を見ると、30歳代以下24%、40歳代23%ということで、約半数が20代、30代、40代となっていますが、この方々の職業や仕事について伺います。企業に勤めて、例えば札幌に転勤の可能性があって恵庭に住もうかと考える人もいるでしょうし、コロナの影響によるリモートワークなどのどこにいてもできる仕事の人が多いのか、はたまたフリーランスで場所に関係なく恵庭がいいという人がいるのか、そういったところを教えてくださいたいと思います。</p>
<p>北 田 企 画 課 長</p>	<p>① 外国の方の感想や恵庭に対する考えですが、出身国などによって大きく左右されるところもあるかと思いますが、東南アジアから来る方々が最近多くなってきています。その中で企業や農家に技能実習等に入の方が多いので、ある程度取りまとめてくれる方をおして、まとまっていらっしゃる形が多く、企業や農家によるきちんとした管理によって生活面における不自由や不便はないという話をよく聞きます。</p> <p>おそらく、入国してすぐ恵庭にいらっしゃるの、日本のほかの市町村との比較があまりできていない中では、予想していた以上に都会感があったりとか、少し足を伸ばせば札幌や新千歳空港もあったり、動く距離も短かったりと比較的便利な場所という捉え方をさせていただいているという意見をよく聞きます。今後、技能実習期間を終了し、条件を満たすと、企業に直接雇ってもらえて、住む場所も自分で選べる特定技能というものがあり、実際に恵庭にも特定技能の方々が最近増えてきています。その方々は、全国の市町村の企業で募集があれば、自分で選んだ企業に入って住むという選択ができますので、恵庭もそういったところで選んでもらえるように今後していきたいと考えています。</p> <p>② 移住相談に来る方のお仕事の内容ですが、普通の企業に勤めて、それを辞</p>
<p>東まちづくり推進課主幹</p>	

<p>早川教育総務課長</p> <p>藤本教育支援課長</p> <p>加藤学校給食センター長</p> <p>柏野委員</p>	<p>めて恵庭市に新たに就職したいという方が一番多いです。また、リモートワークできるようになった方、起業したい方、どこでも働ける方というのも一定数います。最近だけでいうと、リモートワークできるようになった方が徐々に増えてきていて、感覚的ですが、1、2割はそういう方かなというところ です。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>2) その他所管事務調査について</p> <p><b>【質疑】</b> なし</p> <p>2) その他所管事務調査について終了</p> <p>日程4. 企画振興部関連終了</p> <p style="text-align: center;"><u>14時13分 休憩</u></p> <p style="text-align: center;">14時20分 再開</p> <p>●日程5. 教育部関連</p> <p>1) 報告事項</p> <p>資料説明⑱ 令和4年度全国学力・学習状況調査について</p> <p>資料説明⑲ 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について</p> <p>資料説明⑳ 恵庭小学校「学びの通級指導教室」新規開設について</p> <p>資料説明㉑ 学校給食費の公会計化の状況について</p> <p><b>【質疑】</b></p> <p>① 資料⑳4. 令和5年度学びの通級指導教室利用者見込み数では、恵庭小学校が22名となっていますが、指導員は1名です。1名で22名の対応が可能なのか伺います。</p> <p>② 資料㉑学校給食の公会計化の状況が遅れているということで、本来であれば令和4年度からの導入だったということですが、この間、委員会での報告がなかった理由について伺います。</p> <p>③ 学校給食の公会計化の導入の目的、効果、メリットについて伺います。</p> <p>④ 3. 経費比較について、当初の概算の費用として試算をしたものと令和4年度予算要求で出されたものとでかなり大きな差がありますけれども、なぜ</p>
---	--

藤本教育支援課長	<p>このような開きが出てしまったのか、当初の概算費用の積算根拠について伺います。</p> <p>⑤ 5. 今後の方向性の部分では、スクールランチという言葉が出てきました。一部の町村と留萌市などでは、スクールランチが導入されているということで、庁内合意が図られなかった要因があるようですが、スクールランチに関するメリットはどのようなものが考えられるのか、また、スクールランチとした場合の課題について伺います。</p>
加藤学校給食センター長	<p>① 通級指導教室の加配の目安としては、13人に1名の先生がつくということで道が示しています。教職員の配置については、現在まだ道と協議中ですが、最終的に1名となった場合であっても、学校体制の中で学校と協議して行うということで決めています。</p> <p>② 検討していた徴収システムなどの費用が高額であったため、予算要求などを踏まえて時間を要したこと、昨年9月からのスクールランチのお話もあったことにより、報告が遅れてしまいました。</p> <p>③ 公会計化をすることの目的は、教職員等の働き方改革というところもありますが、給食費の使途を明確化することです。効果、メリットは、給食費の未納によって給食食材と献立等に苦慮しないといったところ、また、保護者の給食費の徴収に係る口座振替という選択肢が広がるなどのメリットがあると思います。</p> <p>⑤ スクールランチのメリット、課題ですが、スクールランチについては外部委託事業者が給食を提供するという形で、給食センターの建物の費用、例えば給食センターを建てる、建て替えるなどの費用は、外部委託事業者の工場で給食をつくるため必要がなくなるといったメリットがあります。</p> <p>課題としては、今実施をしているところの話では、給食費一食当たりの費用の一部を市町村が負担していることです。</p> <p>④ 令和2年に報告した経費ですが、あくまでも概々算で、ランニングコストにおいても管理費用の分しか入っていませんでした。</p> <p>今回予算として要求したのは、違うシステムと比較した結果、そちらのシステムのほうが使い勝手がいいということで、そちらのシステムの導入費用、口座振替の手数料などのランニングコストを全て入れた費用であったためにこれだけの差が出てしまいました。</p>
柏野委員	<p>⑥ ①22名のお子さんを1名でとなると、本来必要な時間数の確保などの部分も含めて非常に心配があります。例えば、支援員さんの時間を増やす、人数を増やすなどの別な部分も含めてもう少し体制を強化する必要が出てくるかと思いますが、その点についての考えを伺います。</p> <p>⑦ ②そもそも、当初の予定が昨年の4月からだったわけですから、庁内合意が図られなかった段階で議会にお話をいただいても良かったのではないかな思</p>

	<p>います。そういった報告なり、検証が示されない中で、スクールランチという別の方法についての検討が始まるというのは違和感があるんですけども、そこについての所見を伺います。</p> <p>給食の公会計化に関しては、文科省でも令和元年にガイドラインを作成し、促してきているものだと思いますが、大きな経費がかかっても他の自治体においては導入を進めてきているわけですよね。多額の経費をかけても進めようとしている理由はこういったことが考えられるのか伺います。</p>
藤本教育支援課長	<p>⑧ ④当初との費用の開きに関して概々算だったということですが、当然指名する段階においては、他の自治体などでの導入事例なども含めて検討したかと思えます。ほかでもこういった金額が実際にかかっているということによるしいか伺います。</p> <p>⑨ ⑤実際にスクールランチを道内で導入している例を聞くと、基本的には給食センターを持っておらず、牛乳給食しか実施していなかった自治体での導入が基本だと思いますが、学校給食法、つまりは学校給食の衛生管理基準との整合性からしてどのように課題を解決していこうとしているのか伺います。</p> <p>管理基準としては、調理してから2時間以内に給食をするように努めることや栄養教諭の配置などがあると思えますし、この間、恵庭市としては、食育の推進で地元産野菜の積極的な導入を進めてきている中で、そういった部分については、スクールランチの中でこういった解決が図られるのか伺います。</p>
加藤学校給食センター長	<p>⑥ 通級の指導については、放課後のグループ指導がメインになるかと思えますので、基本的には恵庭小学校に配置されている教職員の配置の中で校長が体制を決めていくと考えていますが、体制について学校から相談があれば応じていきたいと思えます。加配等については、現在考えていません。グループ指導ですので、大体5人を週1回程度と考えていくと、毎日の放課後で大体グループを組めるのではないかと考えています。</p>
柏野委員	<p>⑦ 他市が導入している理由は、やはり公会計にすることにより、教員の負担軽減、保護者の利便性の向上、給食費の徴収管理の効率化、給食費の使途の透明性の向上、不正の防止といったことが見込まれるからだと思えます。また、文科省でもこういったものを公会計にするべきと推奨していることから、導入しているのではないかと考えています。</p> <p>⑨ スクールランチ自体は、今学校給食法でいう給食ではないという見解も出ているところで、2時間喫食などにとられないような形になると思えます。</p> <p>また、スクールランチの方向性というところで、基本的には公会計化を目指していく形ではありますが、一部ではそういった動きもあるので、そちらも調査研究していきたいと考えています。</p>
	<p>⑩ ⑥5人を週1回程度で組めるのではないかというお話ですが、たしか以前に他校での例をお聞きしたとき、グループ指導としても3名から4名という</p>



	<p>お話ではないかと思いますが、それが5名となると、やはり一人一人が見られる量、質に若干差がついてしまうと思うのがまず1点と、もう一つは、何とかそれで体制を組めるとなっても、結果としては現場の負担の中で乗り越えていくということですね。だから今、働き方改革という中で、結果的にその学校の在校等時間が増えてしまうことにつながってしまうのではないかという懸念を抱かざるを得ません。その点についての見解を伺います。</p> <p>⑪ ⑦検討が今後どう進むのかというところですが、検討の過程においては、当然保護者の皆さん、市民の皆さんの理解が必要になってくると思いますが、市民合意に基づいて政策決定を進めていくことを考えたときに、今後どのようなスケジュールでこれが決まり、実際いつからの公会計なのか、スクールランチなのか、見通しについて伺います。</p> <p>⑫ ⑨実際導入しているところの例からすると、給食をやりたいけれども、保護者の負担軽減を図りたいけれども、新しく給食センターを建てるには財政的に難しいと。その中で民間の力を使い、今よりもいい状態を目指していくためにスクールランチという手法を選んでいると思いますが、今の説明を聞く限りでは、例えば栄養教諭がいなくなってしまうとか、地元産食材が使われるかもはっきりしない、そもそも給食としての基準を満たさないということを見ると、今の恵庭の給食の質の低下になってしまうのではないかと思います。食育の重要性や給食を通じての食育についての学びを考えたときに、まず教育的意義があり、決まった上で手法ということになるかと思いますが、財政的理由をもってスクールランチという検討をすること自体が非常に違和感を感じるころですが、その点についての所見を伺います。</p>
藤本教育支援課長	<p>⑩ 恵庭小学校の開設に当たり、恵庭小学校から自校開設の要望が強くありまして、教職員配置についても13名に1名ということで、当初の見込みから26名いかないで、1名の可能性もあるということで学校と十分に協議し、進めてきています。その中で、校長先生から2名つかなくても自校体制の中でやっていきたいということがあったということと、また、教職員配置については、初年度ですので、今後他校生の受入れや配置の人数などについて道と協議していきたいと思っています。まずはつくりたいという学校側の強い要望を受けて、このたび開設に至ったということを理解いただきたいと思います。</p>
加藤学校給食センター長	<p>⑪ 令和2年2月に策定した恵庭学校給食センターの整備運営に関する基本的方向性の中で、事業の実施時期を、市の大型事業が一定程度目途がつく10年度以降が有力であるとする一方で、小学校の給食センターやセンターの建物の処分制限期間が満了となる令和14年以降とも示しています。徴収システムの導入は少なくとも2年間の期間を要することから、公会計化については早くても令和8年までにある程度の方向性を考えていかなければならない</p>

	<p>と考えています。</p> <p>⑫ スクールランチ事業が学校給食法にならないという形ではありますが、外部委託事業者の中で、管理栄養士が監修している献立であったり、月に1回の地場産の食材を生かした献立を入れるということも聞いています。今現在、まだ実施していないと思いますが、食育の指導の部分についても外部委託事業者が今後行っていくようなことも聞いたりしています。学校給食法にならないので、実質栄養教諭等の人員配置がないということではありますが、それに代わるようなこともいくつか聞いています。だからといってスクールランチという話ではないですが、財政的なことだけでなく、今の環境をよりよくするというところもあります。他市で既に給食センターを売却するということが聞いていて、そういった動きがあるということも含めて調査研究していきたいと考えています。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>2) その他所管事務調査について</p>
<p>柏野委員</p>	<p><b>【質疑】</b></p> <p>① 近年、非常に不登校が増えているということで、一般論としてお聞きしたいんですが、いじめ問題に関して、文科省が毎年実施している児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査について、恵庭市では、今年度いつ実施したのか伺います。また、いじめに関して実際に市では、年間にどのくらいの件数を認知しているのか伺います。</p> <p>② 昨年3月9日の総務文教常任委員会で報告のあった恵庭市教員住宅のあり方基本方針の改定案について、教職員の管理者住宅と集合住宅に関して今後見直ししていくこととしていて、管理者住宅については、令和4年度に検証し、検証が整った段階で令和5年度以降での廃止を目指すとしていました。この検証の状況がどうなっているのか伺います。</p>
<p>藤本教育支援課長</p>	<p>① 児童生徒の問題行動不登校等の生徒指導上の諸問題に関する調査の実施時期については、毎年、年度当初4月か5月に道教委から調査が来て報告という形になりますので、今は令和3年度までの実績がある状況です。令和3年度の認知件数については、小学校が40件、中学校が73件となっています。</p>
<p>堀越教育施設課長</p>	<p>② 管理者住宅については、4年度検証、5年度廃止のスケジュールを報告したところですが、それによりアンケート、問題点の検証や理解、校長会・教頭会の報告をもって今年度廃止の方向で検討しています。その中であった一番の大きな問題としては、今年度にあった不法侵入など非常時の対応ですが、今回の不法侵入でも警備会社が10分ほどで現地到着できる、問題ないと判断し</p>

<p>柏野委員</p>	<p>たところで、今年度廃止の方向で進んでいけると判断しています。</p> <p>③ ①いじめについては、いじめ防止対策推進法という法律によって定められていて、恵庭市としても防止の方針を持っていて、各学校でもつくっていると。そのいじめ調査委員会の設置要件である重大事態の定義がどうなっているのか伺います。また、いじめ防止対策推進法の中では、不登校が重大事態に該当すると思いますが、いじめが原因とされる不登校は全て重大事態に該当するのか伺います。</p> <p>④ ②昨年度に報告をいただいたのは、4年度に検証し、整った段階で令和5年度以降の廃止ということで、私が思っていたスケジュールとは違っていますが、実際に昨年お話いただいたように、希望者のみが管理者住宅についても入居している状況だと思います。今、実際には13校の中で、何校で入居しているのか伺います。</p> <p>また、4月以降の異動についてまだ見えない部分があると思いますが、市内に居住することを希望した場合、集合住宅も含めてキャパシティは不足しないのか、足りるのか伺います。</p>
<p>藤本教育支援課長</p>	<p>③ いじめ防止対策推進法によると、いじめにより、児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときとなっていますが、この相当の期間ということに対しては、年間30日を目安とするということで、恵庭市のいじめ防止対策基本方針に定めてあることから、30日を目安に重大事態となる判断をしています。</p>
<p>堀越教育施設課長</p>	<p>④ 先ほど今年度と言いましたが、5年度から廃止の方向と訂正します。</p> <p>現在の状況ですが、13戸あるうちの8戸が入居となっています。</p> <p>キャパシティの話になると、今入居募集中のため、まだ見えないところがありますが、現在、恵み野、恵庭に16戸の集合住宅があり、それに関して管理者住宅に入っていた校長先生もしくは教頭先生が入るための受入準備は一応整っている予定ですが、キャパシティの面でオーバーした場合については、民間住宅に誘導するという形をとりたいと考えています。</p>
<p>柏野委員</p>	<p>⑤ ③重大事案としては相当の期間ということで、年間30日を超える場合ということでしたが、いじめの原因のほうは、いじめである恐れがあることが分かって、日数として30日を満たせば、全て重大事案に該当するということがいいのか伺います。</p> <p>⑥ ④管理職の方が異動することもあるので、今入っている方が引き続き令和5年度入居するか分かりませんが、少なくとも今入っている方については、令和5年度からいきなり廃止ではなく、今と同じ状況の中で、学校含めて管理していただくのがいいのではと思うところです。今入っていないところに関しては、新規で引っ越してくるわけですから、そこは分かりませんが、今入っている方についても異動がなくて令和5年度から廃止となると、そこでまた</p>

	<p>転居を伴い新たな負担が発生します。不利益な変更と言っているのか分からないですが、現状の対応を考えると、集合住宅、民間住宅に転居してくださいということではなく、希望するのであれば、少なくとも令和5年度に関しては引続き入居できる仕組みが必要ではないかと思いますが、その点についての所見を伺います。</p> <p>⑦ 最初の答弁の中では、窓ガラスが割れたときの非常時の対応としては民間の警備会社のほうが早くて問題がなかったということです。</p> <p>ただ、夜間や休日にそういう事案が起きたとして、管理職の方や先生方は学校に来なくて大丈夫でしょうか。そのときに対応を求められることはないのでしょうか。速さだけではなく、結局事後的な対応を考えると、やはり市内に居住していたほうがいろいろと早いこともあるでしょうし、日常的な業務負担を考えたときに、市内に居住するのを望む方ももちろんいらっしゃると思います。そのときに、全てが民間住宅だけで賄えるのか。それによって、現場の負担が増えてしまうようなことがあれば、もう少し慎重な検討が必要ではないかと思いますが、その点についての見解を伺います。</p>
藤本教育支援課長	<p>⑤ 委員の言ったとおり、いじめにより、もしくはいじめの疑いによって、年間30日以上、学校に通うことができなくなる状態が続いたときに重大事態と判断しています。</p>
堀越教育施設課長	<p>⑥ 今入っている8件に関して、異動等がない場合、異動があるまでそのまま居住していただくことは可能と考えていて、5年度廃止の方向と言いながらも、入居している方については、引っ越す必要はないと説明しています。</p> <p>⑦ スピード感という意味では、セキュリティ会社に来る、警備会社に来る10分ほどという面で説明しましたが、その後、先生が来る必要がないのかということに関しては、当然学校管理という意味で来る必要はありますが、一応管内ということなので、多少時間はかかっても学校に集まる必要はあると考えています。</p>
藤本教育支援課長	<p>恵庭市いじめ問題調査委員会の開催について報告します。</p> <p>令和4年12月に市内公立学校において、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に該当する疑いがある不登校重大事態が発生した旨の報告を受け、令和5年2月28日、恵庭市いじめ問題調査委員会及び恵庭市いじめ問題再調査委員会条例により設置しています、恵庭市いじめ問題調査委員会を招集し、第1回目の会議を開催しました。今後のスケジュール等については、3月末に予定している第2回目の委員会で協議する予定となっています。</p> <p>今後の委員会の開催に伴う経費について、最終日に補正予算の議案として提出していますので、よろしくお願いします。</p>

伊藤委員	<p>2) その他所管事務調査について終了</p> <p>日程5. 教育部関連終了</p> <p>(理事者・執行部退席)</p> <p><b>【委員間協議】</b></p> <p>●日程6. 閉会中の所管事務調査項目について なし</p> <p>●日程7. その他</p> <p>先ほど、議員と行政とのやり取りを伺っていて、多少気になる部分があったので、私の勘違いなのか教えていただきたいと思って発言させていただきます。多少苦言になるかと思いますが、単純な疑問だと思ってください。</p> <p>企画とのやり取りの中で、聞いていることに対して知っているのに答えないという答弁に感じたところがありました。そうであるならば、なぜ今回の企画が所管になっているのか疑問です。逆に、所管に遠慮しているのかという見方もしてしまいます。そのあたりがちょっと気になりました。副市長に聞けばいいのかもしれませんが。別に副市長を責めるわけではありません。ちょっと発言させていただきました。</p> <p>委員長が閉会を告げる。</p> <p style="text-align: right;">(15時11分 終了)</p>
------	---